
不正行為に対する受験禁止の措置

建設業法施行令第27条の9の規定に基づき、不正の手段による受験については、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

建設業法施行令第27条の9（抄）

第27条の9 国土交通大臣は、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとすることができる。

合格基準について

次の基準以上の者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- ・実地試験 得点が60%以上

技術検定試験の個人の成績の通知について

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知いたします。

○成績の通知は、以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

- ・実地試験 【評定】 A:合格(合格基準以上)
B:得点が40%以上合格基準未滿
C:得点が40%未滿

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。